# 市からの連絡帳



#### 7月は、固定資産税・都市計 画税第2期の納期です。

~ 納付には、便利な口座振替を~ 納税課 田( 童042 - 460 - 9832 )

#### 届出

#### 旧印鑑登録証から西東京市 民カードへの引替について

田無市印鑑登録証、保谷市印鑑登 録証、暗証番号の入っていないほう や市民カードを、暗証番号の入った 西東京市民カードと引き替えること ができます。暗証番号を登録すると 市内6か所に設置された住民票等自 動交付機を利用できます。印鑑登録 者本人が窓口で申請してください。

暗証番号を登録している「ほうや 市民カード」は、住民票等自動交付 機を利用できます。

### アナログテレビ放送性

## 7月24日に 終了します!!

地デジ臨時相談窓口 にご相談ください

#### 地デジ臨時相談窓口

**時**7月1日金~8月26日金 平日の午前8時30分~午後5時 場田無庁舎2階、保谷庁舎1階

#### 地デジ休日臨時相談窓口

時7月の土・日曜日、祝日 午前8時30分~午後5時 **場**田無庁舎 1 階、保谷庁舎 1 階 間総務省東京都西テレビ受信者支

平日午前9時~午後9時、土・日 曜日、祝日午前9時~午後6時) 企画政策課 田

#### ❖西東京市民カード・ほうや市民カ ードの暗証番号について

暗証番号をお忘れになった場合 は、市民課窓口(田無庁舎・保谷庁 舎または出張所)で暗証番号変更手 続きができます。また、暗証番号を 登録していない西東京市民カード・ ほうや市民カードをお持ちの方は、 暗証番号登録手続きができます。

いずれの場合も本人が窓口で申請 をしてください。

#### ❖引替手続き、暗証番号変更手続き および暗証番号登録手続き

#### 申請時に必要なもの

西東京市民カード、ほうや市民カ ード、田無市印鑑登録証、保谷市印 鑑登録証 認め印 申請者の本 人確認ができるもの(運転免許証、 パスポート、健康保険証なと)

#### 変更・登録

即日手続き運転免許証、パスポ ートそのほか官公署が発行した顔写 真の貼付してある免許証、許可証、 資格証明書などで本人確認をした場 合は、即日で引き替えおよび暗証番 号の変更・登録ができます。

照会手続き 上記の証明書などが ない場合は即日での手続きにはなり ません。申請をすると本人あてに照 会書を郵送します。照会書が届いた ら、本人または代理人が再度来庁し て手続きをしてください。

#### 必要なもの

照会書(回答書に本人が署名、押 印したもの) 西東京市民カード、 ほうや市民カード、田無市印鑑登録 証、保谷市印鑑登録証

申請者の本人確認ができるもの 代理人の場合は、照会書に添付し た代理人選任届(本人自筆)と代理 人の印鑑、代理人の本人確認ができ るもの

市民課 田( 6042 - 460 - 9820) 保(童042 - 438 - 4020)

#### 税・国保・年金

#### 市税、国民健康保険料(税)の 夜間·休日納付相談窓口

夜間 7月6日似午後5時~8時 休日 7月2日(土)・3日(日) いずれも午前9時~午後4時

場市税…納税課(田無庁舎4階) 国民健康保険料(税)...保険年金 課(田無庁舎2階)

窓口は田無庁舎のみです。

内市税、国民健康保険料税の納付 および相談、納付書の再発行など

納税課 田( 6042 - 460 - 9832) 保険年金課 🖽 📾 042 - 460 - 9824)

#### 国民健康保険料納入通知書 の送付

平成23年度国民健康保険料納入通 知書を7月中旬に世帯主あてに送付 します。国民健康保険料は、皆さん の医療費をお支払いするための貴重 な財源です。期限内に必ず納付する ようご協力ください。

#### ❖納付は期限内に!

保険料は、7月から翌年2月まで 8回に分けて納付していただきま す。納期限を過ぎると延滞金が加算 され、滞納処分を受ける場合もあり ます。

#### ❖口座振替の申し込み

口座振替依頼書を納入通知書に同 封してお送りします。口座振替を希 望する方は、通帳の届出印・納入通 知書をお持ちのうえ、口座のある金 融機関・郵便局で手続きをしてくだ さい。

#### 保険料の年金天引き (特別徴収) 次のすべてに該当する方は、原則、 年金天引きで納めていただきます。

世帯主が国保の加入者であること 国保の加入者全員が65歳以上75歳 未満であること

特別徴収対象年金が年額18万円以 上あり、かつ介護保険料と合わせて 年金額の2分の1を超えないこと

該当する方には、7月に送付する 納入通知書でお知らせします。

なお、該当されない方は、今まで どおり納付書や口座振替での納付に なります。

#### ◆年金天引きから口座振替への変更

年金天引きの対象者も口座振替に よる納付を選択できます。詳細は、 7月に送付する納入通知書に同封の パンフレットをご覧ください。

#### ❖コンピニエンスストアなどで納付 できるようになりました

詳細は、納入通知書8ページをご 覧ください。

#### ❖納入通知書の様式が変わりました

これまで納付書は納入通知書と一 緒に綴じ、送付していましたが、コ ンビニエンスストアなどでの取り扱 いを可能とするため、今回から1枚 1枚分かれた状態で送付します。納 付の際には期別を間違えないよう、 納付書に記載してある納期限を確認 のうえ、納付してください。

#### ❖非自発的失業者の方

#### ~保険料の軽減手続きを~

次のすべてに該当する方 平成21年3月31日以降に失業され た方

離職日時点で65歳未満の方

ハローワーク発行の 雇用保険受給 資格者証」の離職理由が次の番号の方 特定受給資格者...11、12、21、22、

特定理由離職者...23、33、34 詳細は、お問い合わせください。

#### ❖納付が困難な場合はご相談を!

納付相談を行っておりますのでお 気軽にご相談ください。

災害など特別な事情で生活が著し く困難となった場合、保険料の減免 制度があります。

保険年金課 田 ( 1042 - 460 - 9822 )

# 「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

#### 国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証の一部 負担金の割合は、毎年8月1日に当 年度の住民税の課税所得金額(前年 所得)と世帯の状況により見直し(定 期判定)を行います。新しい国民健 康保険高齢受給者証は7月下旬に簡 易書留郵便でお送りします。

#### 負担割合の判定基準 【1割負担の方】

(平成24年4月か9は2割負担の予定) 場合 (1)同一世帯の70~75歳未満の国保被 (2)70~75歳未満の国保被保険者が1 税標準額 が145万円以上の方がいな 人以上の場合は収入の合計が520万 い場合

(2)住民税課税所得課税標準額が ◆基準収入額適用申請書の提出 145万円以上の方で国保被保険者の収 帯に70~75歳未満の国保被保険者が1 人の場合は、収入が383万円未満 世 らは2割負担の予定)となります。 帯に70~75歳未満の国保被保険者が 520万円未満

世帯に70~75歳未満の国保被保険

者が1人で、被保険者本人の収入が 383万円以上であっても、世帯に後 期高齢者医療制度への移行により、 国保を抜けた方(旧国保被保険者) がいる場合、旧国保被保険者を含め た収入が520万円未満

#### 【3割負担の方】

下記の(1)(2)ともに該当する場合 (1)同一世帯の70~75歳未満の国保被 保険者のうち、住民税課税所得(課 税標準額が145万円以上の方がいる

保険者のうち、住民税課税所得(課 人の場合は収入が383万円以上、2 円以上の場合

定期判定により3割負担の判定 入の合計が次の金額に満たない方は基で、前年の収入金額(諸控除を引く 準収入額適用申請により1割負担 世 前の金額)が基準額未満の方は、申 請により1割負担(平成24年4月か

#### 該当すると思われる方には申請書 2人以上の場合は、収入の合計が **を送付していますので、必ず申請し** てください。

保険年金課 🔳 📾 042 - 460 - 9822)

#### 後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証の一部 負担金の割合は、毎年8月1日に当 年度の住民税の課税所得金額(前年 所得)と世帯の状況により見直し(定 期判定)を行います。

一部負担金の割合が変わる方に は、7月下旬に新しい被保険者証 を、簡易書留郵便でお送りします。

#### ❖基準収入額適用申請書の提出

定期判定により3割負担の判定 で、前年の収入金額(諸控除を引く 負担になります。

#### 負担割合の判定基準 【1割負担の方】

(1)住民税課税所得(課税標準額)が 証を持っている方です。 145万円未満の被保険者

145万円以上の方で被保険者の収入 IPhttp://www.tokyo-ikiiki.netで 情 合計が次の金額に満たない方は基準 収入額適用申請により1割となりま す。

該当すると思われる方には、申請

#### 書を送付していますので、必ず申請 してください。

世帯に被保険者が1人の場合は収 入が383万円未満

世帯に被保険者が2人以上の場合 は収入の合計が520万円未満

世帯に被保険者の方が1人であり 被保険者の収入が383万円以上であ っても、同じ世帯の中に被保険者で はない70~74歳の方との収入の合計 が520万円未満の場合

#### 【3割負担の方】

住民税課税所得(課税標準額)が 前の金額)が基準額未満の方は、申 145万円以上で世帯に被保険者の方 請により、該当される場合は、1割が1人の場合は、収入が383万円以 上。被保険者が2人以上の場合は、 収入の合計が520万円以上の場合

被保険者とは後期高齢者被保険者

❖広域連合では、後期高齢者医療制 (2)住民税課税所得 課税標準額 が 度について、「東京いきいきネット」 報提供を行っていますので、ご利用 ください。

保険年金課 🔳 📾 042 - 460 - 9823)